平成２４年（フ）第３４９号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷349番地の１
破産者　有限会社冨田工作所
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
愛知県一宮市新生１丁目６―11松栄ハイツ304号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区丸の内１丁目２番９号
破産者　株式会社ベルコスモ
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３５６号
岡山市南区福浜町20番１号
破産者　エスエーテクノ株式会社
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０３号
沖縄県那覇市字国場116番地
破産者　株式会社サンスイ
１　決定年月日　平成25年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５１号
静岡市駿河区泉町９番12号　久保田マンション904号、旧住所静岡市葵区川辺町２丁目３番25号
破産者　櫻井　　治
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１８６号
札幌市中央区宮の森１条13丁目４番17号
破産者　高谷　則章
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１号
北海道苫小牧市もえぎ町２丁目14番８号
破産者　山下　　忠
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３２９号
宮城県亘理郡山元町山寺字石堂24番地２
破産者　守　　正浩
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
宮城県石巻市あけぼの２丁目９番地２　仮設あけぼの南団地６－１号、前住所宮城県石巻市南中里１丁目９番23―801号
破産者　阿部　範良
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
群馬県高崎市飯塚町468番地
破産者　井田裕次郎
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５５号
群馬県高崎市剣崎町683番地１
破産者　遠藤　健史
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９６号
群馬県高崎市倉賀野町1879番地
破産者　笠原　政弘
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２６７号
千葉県鴨川市内浦67番地５　ダイアパレス小湊内Ａ302
破産者　大河原　久
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２６８号
千葉県鴨川市内浦67番地５　ダイアパレス小湊内Ａ302
破産者　大河原志津子
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４９４号
埼玉県狭山市大字南入曽323番地の１　メゾン狭山206、開始決定時の住所埼玉県所沢市北中３丁目80番地の８
破産者　寺田俊一郎
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１２号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢361番地１　レクセルプラッツァみずほ台610号
破産者　浜田　英一
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６８４号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番14―604号　ダイヤモンドスクエア新所沢
破産者　井上　幸子
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４８号
埼玉県所沢市小手指町５丁目16番地の６　ドルチェ小手指305
破産者　池間　清吉
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７７号
相模原市緑区三ケ木176番地１　２号棟
破産者　加藤　　登
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０１号
長野県上田市上田183番地５
破産者　清水　健一
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部